

（消音器）

第268条 原動機付自転車が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第65条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 原動機付自転車（総排気量が0.050リットル以下で最高速度が50km/h以下のもの又は三輪以上のものに限る。）は別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が85dBを超える騒音を発しない構造であること。

二 次の表の原動機付自転車の種別の欄に掲げる原動機付自転車（二輪の原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km/hを超えるものに限る。）、排気管を有しない原動機付自転車及び排気管を有する原動機付自転車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。

原動機付自転車の種別	騒音の大きさ
イ 第1種原動機付自転車	84
ロ 第2種原動機付自転車	90

三 新たに運行の用に供しようとする二輪の原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km/hを超えるものに限る。）は、協定規則第41号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第7改訂版の規則6.（6.3.及び6.4.を除く。）に限る。）に定める基準に適合する構造であること。

四 使用の過程にある原動機付自転車（排気管を有しないもの及び排気管を有するものであって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、次に掲げる原動機付自転車に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ 消音器について改造又は交換を行った二輪の原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km/hを超えるものに限る。）次に掲げる原動機付自転車に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

(1) 第252条第1項第3号又は前号に規定する基準に適合することを認めた際に確認した近接排気騒音値が79dBを超える騒音を発する構造の第1種原動機付自転車及び当該近接排気騒音値が85dBを超える騒音を発する構造の第2種原動機付自転車（いずれも(3)に掲げるものを除く。）別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が第252条第1項第3号又は前号に規定する基準に適合することを認めた際に確認した近接排気騒音値に5dBを加えた値を超える騒音を発しない構造であること。

(2) 第252条第1項第3号又は前号に規定する基準に適合することを認めた際に確認した近接排気騒音値が79dBを超える騒音を発しない構造の第1種原動機付自転車及び当該近接排気騒音値が85dBを超える騒音を発しない構造の第2種原動機付自転車（いずれも(3)に掲げるものを除く。）別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であるこ

と。

原動機付自転車の種別	騒音の大きさ
イ 第1種原動機付自転車	84
ロ 第2種原動機付自転車	90

(3) 別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器に交換した原動機付自転車 別添 38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音を dB で表した値が当該消音器に係る性能等確認済表示に記載された近接排気騒音値に 5 dB を加えた値を超える騒音を発しない構造であること。

ロ 消音器について改造又は交換を行っていない二輪の原動機付自転車（総排気量が 0.050 リットルを超えるもの又は最高速度が 50km/h を超えるものに限る。） 別添 38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音を dB で表した値が第 252 条第 1 項第 3 号又は前号に規定する基準に適合することを認められた際に確認した近接排気騒音値に 5 dB を加えた値を超える騒音を発しない構造であること。ただし、別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える原動機付自転車にあっては、当該表示に記載された近接排気騒音値に 5 dB を加えた値を超える騒音を発しない構造であればよい。

五 二輪の原動機付自転車（総排気量が 0.050 リットルを超えるもの又は最高速度が 50km/h を超えるものに限る。）に備える消音器のうち、次に掲げる消音器であって、その機能を損なう損傷等のないものは、第 3 号に掲げる基準に適合するものとする。

イ 施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について認定を受けた原動機付自転車に備えられているものと同一構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器

ロ 協定規則第 41 号第 4 改訂版補足第 6 改訂版に適合する消音器に表示される特別な表示がある消音器

2 内燃機関を原動機とする原動機付自転車が備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し保安基準第 65 条第 2 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 消音器の全部又は一部が取り外されていないこと。

二 消音器本体が切断されていないこと。

三 消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。

四 消音器に破損又は腐食がないこと。

五 消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造（一酸化炭素等発散防止装置と構造上一体となっている消音器であって、当該一酸化炭素等発散防止装置の点検又は整備のために分解しなければならない構造のものを除く。）でないこと。

六 原動機付自転車（二輪の原動機付自転車であって、総排気量が 0.050 リットルを超

えるもの又は最高速度が50km/hを超えるものにあつては、使用の過程にあるものに限る。次項において同じ。）に備える消音器は加速走行騒音を有効に防止するものであること。

3 原動機付自転車に備える消音器は前項第6号の基準に適合するものとして、次に掲げる原動機付自転車に応じ、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。

一 使用の過程にある原動機付自転車のうち、当該原動機付自転車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの 次のいずれかに該当する消音器

イ 次のいずれかの表示がある消音器

- (1) 型式認定原動機付自転車の製作者が、当該型式認定原動機付自転車に備える消音器に行う表示
- (2) 別添112「後付消音器の技術基準」に基づく性能等確認済表示
- (3) 協定規則第9号、第41号若しくは第63号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合する原動機付自転車が備える消音器に表示される特別な表示
- (4) 協定規則第92号又はこれと同等の欧州連合指令に適合する消音器に表示される特別な表示

ロ 次のいずれかに該当する原動機付自転車が現に備えている消音器

- (1) 公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をdBで表した値が79dB以下であることが運行の際に明らかである原動機付自転車
- (2) 外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第9号、第41号若しくは第63号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合することが運行の際に明らかである原動機付自転車

二 前号に掲げる原動機付自転車以外の原動機付自転車（総排気量が0.050リットル以下で最高速度が50km/h以下のもの又は三輪以上のものに限る。以下この号において同じ。） 次のいずれかに該当する消音器

イ 次のいずれかの表示がある消音器

- (1) 型式認定原動機付自転車の製作者が、当該型式認定原動機付自転車に備える消音器に行う表示
- (2) 別添112「後付消音器の技術基準」に基づく性能等確認済表示
- (3) 協定規則第9号、第41号若しくは第63号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合する原動機付自転車が備える消音器に表示される特別な表示
- (4) 協定規則第92号又はこれと同等の欧州連合指令に適合する消音器に表示される特別な表示

ロ 次のいずれかに該当する原動機付自転車が現に備えている消音器

- (1) 公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をdBで表した値が79dB以下であることが運行の際に明らかである原動機付自転車
- (2) 外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第9号、第41号若しくは第63号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合することが運行の際に明らかで

ある原動機付自転車

- 三 第1号に掲げる原動機付自転車以外の原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km/hを超えるものであって、二輪のものに限る。以下この号において同じ。） 次に掲げるいずれかに該当する消音器
- イ 次に掲げる消音器であって、その機能を損なう損傷等のないもの
- (1) 細目告示第252条第1項第3号の基準に適合する型式認定原動機付自転車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器
 - (2) 別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器
- ロ 次のいずれかに該当する原動機付自転車が現に備えている消音器
- (1) 公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、協定規則第41号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第7改訂版の規則6.1.及び6.2.に限る。）に適合することが運行の際に明らかである原動機付自転車
 - (2) 外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第41号第4改訂版補足第7改訂版又はこれと同等の欧州連合指令に適合することが運行の際に明らかである原動機付自転車